

令和7年度地域生活定着支援事業委託業務プロポーザル募集要項

1 趣旨

令和7年度地域生活定着支援事業委託業務（以下「業務」という。）を実施する者を選定するためのプロポーザルを実施する。

2 事業内容

「兵庫県地域生活定着支援事業実施要綱（別添1）」（以下「実施要綱」という。）及び「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針（別添2）」（平成21年5月27日付け社援総発第0527001号厚生労働省社会・援護局総務課長通知。以下「指針」という。）に基づき、必要な事業を実施する。

3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

ただし、委託期間終了日までに委託事業者から何らの意思表示がないときは、その翌日において更に1年間同一の条件でこの契約を更新するものとし、その後、令和10年3月31日までの間は毎年同様に更新できるものとする。

4 事業費

¥42,250千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

・令和7年度当初予算可決前であるため、県議会において予算措置が承認されない場合は当該事業を実施せず、契約を行わないこととし、予算が縮小されるなどの事態が生じた場合は、県と選定業務者との間で、事業内容の変更等について協議するものとする。

・令和8年度以降の事業費は、予算措置状況を踏まえて年度ごとに決定することとし、予算措置が承認されない場合は、当該事業を実施しない。予算が縮小されるなどの事態が生じた場合は、県と委託事業者との間で、事業内容の変更等について協議するものとする。

・委託費の支払いについては、前金払い可とする。

・契約保証金については、兵庫県財務規則第100条（昭和39年兵庫県規則第31号。以下「財務規則」という。）の規定により、契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、保険会社の履行保証保険契約を締結し、その保険証券原本を県に提出する場合は、財務規則第100条第1項第1号の規定により、全部又は一部を免除する。

5 業務実施者の要件

プロポーザルに応募することができる者は、次の全てを満たす者であること。

- (1) 県内に主たる事務所を有する法人であること。
- (2) 業務に必要な設備を備え、適切な運営が確保できると認められる法人であること。
- (3) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (4) 業務の実施にあたり、兵庫県との打合せ等に適切に対応することができること。
- (5) 次のいずれかに該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

イ 応募図書（6（4）に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、県

- の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- エ 兵庫県税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
- カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

6 企画提案に係る手続

（１）募集期間

令和 7 年 2 月 21 日（金）から同年 3 月 7 日（金）17 時まで

（２）募集要項の配布及び応募図書の提出

ア 配布方法

兵庫県ホームページに掲載

イ 提出方法

持参又は郵送による。持参による場合は、事務局での受付は 9 時から 17 時まで（12 時から 13 時を除く）とし、土・日・祝日は除く。郵送による場合は、あらかじめ電話等により事務局に連絡したうえで、期限内に事務局に到着するように提出すること。

（３）募集要項の内容に関する質問及び回答

ア 受付期間

令和 7 年 2 月 21 日（金）から同年 2 月 27 日（木）までの間の 9 時から 17 時まで。

イ 提出方法

電子メールにより事務局に提出すること。

ウ 質問に対する回答

令和 7 年 3 月 3 日（月）までに、質問者に回答する。なお、質問の内容がプロポーザルに応募しようとする者に周知しなければならないものであると認めるときは、当該者全員にその内容を通知するものとする。

（４）応募図書

この募集要項のほか、実施要綱等の関連資料に基づき以下の書類（以下「応募図書」という。）を作成の上、各 6 部提出すること。

ア 応募申請書（様式 1）

イ 提案者概要（様式 2）

ウ 企画提案書（様式 3）

エ 経費積算見積書（様式 4）

オ その他提案内容を説明する参考書類（様式任意）

カ 添付書類

（ア）会社概要等提案者の概要を説明する書類

なお、兵庫県物品関係入札参加資格を有しない法人については、商業登記簿謄本、損益計算書、貸借対照表（前年度（直前決算期）の決算書類（1 か年分））を併せて提出すること。

（イ）兵庫県税、消費税又は地方消費税に滞納がないことを証する書類

兵庫県税に滞納のない証明

県税所管：兵庫県内県税事務所（「納税証明書（3）」）

・なお、兵庫県内に事務所を有しない等の理由により、兵庫県税について課税実績がない場合は、別添様式の誓約書を提出すること。

・兵庫県入札参加資格者名簿登載の場合は納税証明書の添付は不要。

※会社概要等を除き、いずれも提出の日において発行から 3 ヶ月以内のもの。コピー可。

(5) 費用負担

応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

(6) 応募図書の著作権

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

(7) 応募図書の取扱い

応募図書は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

7 審査

(1) 審査の方法

審査会を設置し、令和 7 年 3 月中旬に以下の項目について審査の上、業務を実施する者を選定する。なお、必要に応じて、応募者に対して内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

ア 運営方針 実施要綱及び指針に沿った方針の設定、ノウハウ及び実績等

イ 管理運営 業務の実施体制

ウ 実施内容 円滑かつ効果的な支援の実施、関係機関との連携等

エ 収支計画 適正な経費の積算

オ その他 その他業務を遂行するに当たっての創意工夫等

(2) 審査の結果の連絡

審査の結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。

8 業務の内容等

(1) 県は、業務を実施する者として選定されたもの（以下「選定業務者」という。）と提案業務の実施方法等その内容について、協議し、調整を行う。この協議・調整において、県と選定業務者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。

(2) 選定業務者が契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該契約の全部又は一部を解除し、契約料の支払いを停止し、又は選定業務者に対して支払った契約料の全部又は一部の返還を求めることがある。

(3) 選定業務者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後 5 年間保存すること。

(4) 選定業務者は、個人情報の保護に関連する法律及び個人情報の保護に関する条例等に従い、個人情報を適切に扱うこと。

(5) 選定業務者は、当該契約により受託した業務に関して知り得た秘密を、第三者に開示・公表・配布しないこと。

9 事務局

兵庫県福祉部障害福祉課 志摩

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号

電 話 078-341-7711（内線 3005）

F A X 078-362-3911

電子メール shougaika@pref.hyogo.lg.jp